

長崎市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、長崎市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、市民の全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(宣誓書の提出)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市（市の出資法人等（市が資本金その他これに準ずるものを出資し、

又は市と密接な関係があると認められる法人をいう。)を含む。以下同じ。)が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(2) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱いをさせるよう措置すること。

(3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(4) 市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(資産等報告書等の作成等)

第5条 議長及び副議長は、資産等に関する書類(以下「資産等報告書等」という。)を作成し、副議長にあっては当該資産等報告書等を作成後、議長に遅滞なく提出しなければならない。この場合においては、長崎市長等政治倫理条例(平成15年長崎市条例第5号)第5条から第7条までの規定を準用する。

2 前項の規定により作成された資産等報告書等は、議長において、これらを作成すべき期限又は期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書

等の閲覧を請求することができる。

(資産等報告書等の審査)

第6条 議長は、前条第1項の規定により作成された資産等報告書等の写しを、長崎市政治倫理審査会条例(平成15年長崎市条例第3号。以下「審査会条例」という。)の規定に基づき設置される長崎市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)による審査を求めるため、市長に遅滞なく送付しなければならない。

(審査報告書の公表等)

第7条 議長は、審査会条例第6条第3項の規定により市長から資産等報告書等に係る審査報告書(以下単に「審査報告書」という。)の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表しなければならない。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、審査報告書の写しの保存及び閲覧について準用する。この場合において、同条第2項中「これらを作成すべき期限又は期間の末日」とあるのは、「審査報告書の写しの送付を受けた日」と読み替えるものとする。

(市民等の調査の請求)

第8条 議長若しくは副議長が作成した資産等報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるとき又は議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、市民にあっては有権者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。)50人以上、議員にあっては4人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査を請求することができる。

(1) 第4条に規定する政治倫理基準

(2) 第14条に規定する請負等に関する遵守事項

(3) 第15条に規定する社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項

2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、審査会による調査を求めるため、調査請求書及び添付資料の写しを市長に直ちに送付しなければならない。

(調査報告書の公表等)

第9条 議長は、審査会条例第7条第3項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、その内容を前条第1項の規定による請求をした市民又は議員の代表者に通知しなければならない。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、調査報告書の保存及び閲覧について準用する。この場合において、同条第2項中「これらを作成すべき期限又は期間の末日」とあるのは、「調査報告書の写しの送付を受けた日」と読み替えるものとする。

(議員の協力義務)

第10条 議員は、審査会条例第8条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、資産に関する資料その他必要な資料を提出しなければならない。

2 議員は、審査会条例第8条第3項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

3 議長は、審査会条例第8条第5項の規定により市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

(議員及び議会の措置)

第11条 議員は、自己に関する審査報告書又は調査報告書において、資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又はその行為が政治倫理基準

等に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、資産等報告書等の記載の訂正その他の政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 長崎市議会（以下「議会」という。）は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じるものとする。

（職務関連犯罪による有罪判決後の説明会）

第12条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までに定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、その理由を市民に対して説明する会（以下「説明会」という。）の開催を議長に求めなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による開催の請求があつたときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。

- 3 前項の規定による説明会が、当該議員が有罪の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日を経過する日（以下「開催期限日」という。）までに開催されないときは、市民にあっては有権者50人以上、議員にあっては4人以上の者の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。

- 4 前項の規定による請求は、開催期限日の翌日から20日以内に行わなければならない。

- 5 議長は、第3項の規定による開催の請求があつたときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席

し、説明をしなければならない。

6 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問することができる。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第13条 議員は、前条第1項の有罪の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続きを執るものとする。

2 議会は、前項の規定による辞職手続きを執らない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

(請負等に関する遵守事項)

第14条 議員の配偶者、二親等以内の親族、これらの者が役員をしている企業又は次に掲げる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないようにするため、市に対する請負(下請負を含む。)を辞退するよう努めなければならない。

(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業

(3) 議員が報酬(顧問料等その名目を問わない。以下同じ。)を受領している企業

2 議員は、責任をもって前項に規定する関係者又は関係企業の辞退届を提出しなければならない。

3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内(任期開始の日後に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生

した日から30日以内)に議長に提出するものとする。

- 4 議長は、前2項の辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項)

第15条 議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人又は学校法人(以下これらを「社会福祉法人等」という。)について、報酬を受領する役員に就任しないよう努めなければならない。

- 2 議員は、社会福祉法人等について、報酬を受領しない役員に就任したときは、当該事実を証する資料を添付して、議長にその旨を届け出なければならない。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年2月25日から施行する。

(適用日)

- 2 第3条、第5条から第7条まで、第8条第1項第2号及び第3号、第14条並びに第15条の規定は、平成15年5月2日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の長崎市議会議員の政治倫理に関する条例第4条の規定によりなされた調査の請求については、改正後の長崎市議会議員政治倫理条例(以下「改正後の条例」という。)第8条第1項の規定による調査の請求とみなす。

(検討)

- 4 議長は、改正後の条例の施行後4年を経過するまでの間において、改正後の条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。